

3 市におけるいじめ防止等に係る取組

No.	項目	内容	担当課
1	教職員の資質能力の向上	<p>「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会発行)、「学校いじめ防止基本方針」,「生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり」(国立教育研究所発行)等を活用した,校内研修の実施を促す。</p> <p>さらに,芦屋市打出教育文化センターにおいて,ライフスキル教育等に係る教職員研修を実施するなど,いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じる。</p>	学校教育課 打出教育文化センター
2	早期発見・早期対応のための措置 ※【別表】参照	<p>① 学校等を通して,児童生徒等が直接,いじめに関する相談を受け付けるための機関を児童生徒・家庭に周知し,相談体制の充実を図る。</p> <p>② スクールカウンセラー等を配置し,児童生徒や家庭からの相談を受ける体制や県教育委員会の学校支援チームの派遣等関係機関と連携した組織体制の拡充を図る。</p> <p>③ 教職員が児童生徒と寄り添う時間を確保し,常に児童生徒の状況を把握するとともに,児童生徒との関係を深め,いじめ防止等に積極的に取り組むことができるようにするために,校務支援システムの活用等により,事務処理の軽減等学校業務改善に努める。</p>	人権推進課 こども課 学校教育課 青少年愛護センター
3	啓発活動	<p>① 児童生徒に対する啓発 いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響,いじめを防止することの重要性など,「子どもと語る会」等を通して,児童生徒が「いじめ防止等」に対する意識を高めるよう努める。</p> <p>② 家庭・地域に対する啓発 生徒指導連絡協議会等と連携するとともに,人権週間でのパンフレット配布やリーフレット,講演会等を通して,機会があるごとに家庭・地域への啓発を行う。</p>	人権推進課 こども課 学校教育課 生涯学習課 青少年愛護センター

No.	項目	内容	担当課
4	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	教育委員会は、いじめの実態や学校における取組状況を点検し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。また、いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じる。	学校教育課
5	インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策	教育委員会は、児童生徒のパソコンや携帯電話等を管理する第一義的な責任を負うのは家庭であることから、児童生徒及び保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、適切に対処することができるよう、必要な啓発及び研修会により対策を講じる。 学校は、児童生徒に対して、発達段階に応じて計画的に情報モラル教育を行う。	学校教育課

【別表】 早期発見・早期対応のための措置に関連する事業

No.	項目	内容	担当課
1	人権擁護事業	特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が人権に関する相談に広く対応し、問題解決につなげる。	人権推進課
2	家庭児童相談	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配事の相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。	こども課
3	芦屋市カウンセリングセンター教育相談	不登校、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。	学校教育課
4	愛護センター相談	青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。	青少年愛護センター